押印を求める手続の見直し等のための愛玩動物看護師法に基づく

指定試験機関に関する省令の一部を改正する省令案等の概要について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年３月

 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

１．改正の趣旨

* 令和２年７月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和２年７月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。
* これを踏まえ、今般、愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令（令和元年農林水産省令・環境省令第７号）等の様式等で 、事業者等に対して押印を求めている手続及び国が行う立入検査の身分証明書の押印の廃止のため、関連省令について所要の規定の整備を行う 。

２．改正の内容

* 愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令（令和元年農林水産省令・環境省令第７号）の別記様式中「印」の記載を削除する。
* 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令・環境省令第２号）の様式第１及び様式第２中「印」並びに様式第１中「備考　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」の記載を削除する。
* 改正省令の施行の際、施行後においても、一定期間、旧様式を引き続き使用することができるように経過措置を設ける。

３．今後の予定

　令和３年４月　公布・施行

【参考】

**●経済財政運営と改革の基本方針2020（令和２年７月17 日閣議決定）（抄）**

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

**●規制改革実施計画（令和２年７月17 日閣議決定）（抄）**

6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するＩＴ総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。